



法第3条

基本指針（国土交通大臣）平成23年12月27日

法第8条

「津波浸水想定」の設定

都道府県知事が、基本方針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。



法第53条

- ・ 津波災害警戒区域
- ・ 津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる。



法第10条

推進計画

市町村は、基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。



推進計画区域・津波災害警戒区域等における支援または特例措置

- 交付金制度による支援（津波避難路・津波避難タワー・海岸保全施設の整備など）
- 特例措置（津波避難建築物の容積率規制の緩和など）